'88—2

北海道民族学会通信

北海道民族学会
札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学文学部行動科学科社会生態学講座内
(011)716-2111内線4163

題　字：椿坂小籬（點の会所属）
編　集：池田　透
発行者：宮良高弘
印刷所：㈱北海道機関紙印刷所

新会長挨拶——○

北海道民族学会の一層の発展を願って

北海道民族学会会長　宮良高弘*

北海道において、日本人類学会・日本民族学会の連合大会は、過去に北海道大学、札幌医科大学および札幌大学で開かれた。昭和56年の秋は、そのなかでもとりわけ、北海道の民族学徒にとって記念すべき年となった。それは、第35回連合大会が札幌大学で開催されたのを契機に、北海道民族学会が産声をあげた年だからである。爾来、北海道における独自の民族学研究の発展を目指し、岡田宏明北海道大学教授が初代会長となり、今日に至るまで学会活動を通して、北海道の民族学研究の基礎を築いていただいた功績は大きい。ご苦労に感謝を申し上げたいと思う。

今日、わが国の民族学をとりまく環境は、大きく変化しつつある。わが国が今次世界大戦の敗北による疲弊から立ち直り、高度な経済的成長をとげていくなかで、諸外国との交渉は頻繁になっていった。それにつれて、周辺諸民族が担う生活文化への関心も次第に深まりを見せた。それは民族学の研究領域が、生活文化の研究であるという認識を、庶民が抱く暇もないほどに急速であった。

このようなことから、民族学という学問名称が、その研究内容とは直接にかかわることなく、庶民レベルでは一人歩きし、その語感からくるイメージが優先し、民族学があたかも民族問題を中心に研究する学問であるかのような印象を植え付けている。とりわけ北海道においては、学会成立の時期が遅れたことにも、その感を深くする原因があった。

他面においてわが国では、すでに一国の生活（民俗）文化研究を目指す柳田国男や折口信夫らに代表される民俗学が芽生えていたこともあった。民族学と民俗学の読みが共通にミンゾクであるところから、両者の学問的性格にも混乱が生じたこともいなめない。更に、戦後アメリカやイギリスに留学して、文化人類学や社会人類学を専攻してきた学徒も、既設の日本民族学会に加入していったことから、一層その学会名称から受けるイメージを複雑化した。

民族学という名称は、もともとヨーロッパの文化史学派の視点に基づくものであった。日本民族学会（当時は協会）の創立者の一人である故岡正雄教授らが、ヨーロッパからわが国に移植したことに始まっている。現在においては、むしろ世界的には文化人類学という名称が人口に膾炙しているにもかかわらず、わが国の学問成立の事情から、現在なお民族学が正式名称になっているのである。

北海道民族学会は、北海道地域社会に根ざしていることもあって、北海道地域社会を中心に、それをとりまく周辺諸民族の生活文化研究をおこなうことが義務づけられている。北海道民族学会成立の経緯もあって、今回わたくしが会長職を引き継ぐことになった。

わたくしは会長職をお引受けするに当たって、これまで述べてきたことを深く認識し、会員諸氏や隣接諸科学の研究に携わる方々の協力を得て、北海道の学問活性化へ向けて、民族学を位置づけるべく努力したいと思う。学会を越えて大方のご協力をお願い申し上げる次第である。

*札幌大学教養部

1988年度　第1回研究会発表要旨

台湾海岸アミにみる母系制の崩壊過程

——妻方居住婚から夫方居住婚へ——

馬淵　悟*

台湾の先住民である「山胞」は、通常アタヤル、サイシャット、ブヌン、ツオウ、アミ、プユマ、パイワン、ルカイ、ヤミの9族に分類される。これら山胞はマラヨ・ポリネシア語族インドネシア語派に属し、インドネシアなど南方文化との類縁性が指摘されている。ここで取り上げる海岸アミは、上記9族のうちのアミ族の一群で、東部海岸山脈の東側、太平洋に面して南北に細長く分布している。主たる生業は、海岸段丘上での水田稲作農業であったが、現在は減反政策のためにほとんど農業は行わず、都会への出稼ぎに頼っている。

海岸アミなどのアミ族は、母系出自・相続・継承、妻方居住婚を行う母系制社会として知られていたが、末成は「出自が母親を通じてではなくロマを通して伝えられていた…」(末成、1983、P.294)ために「男系継承を認める規定(ibid、P.2)があるとみなし、海岸アミの母系制を否定している。これに対しては、すでに筆者等が反論しているので(黄貴潮・馬淵悟、1985)ここでは詳細を省くが、いずれにせよ少なくとも戦前までの海岸アミは、母系制社会と見なして問題はない。海岸アミが母系社会であったことを前提に、ここではこの母系社会がどのように崩壊しつつあるかを簡単に述べておく。

(1)　妻方居住婚から夫方居住婚へ

海岸アミにおいて、母系制がほぼ完全に存続していたのは、第2次世界大戦以前までであることは、末成の資料からも明らかである。その一つの目安として、末成の石渓の統計資料を参考に上げると、1943年以前の夫方居住婚の割合は、総婚姻件数153件に対して僅かに9件である。ところが1944年以降1968年までの夫方居住婚は、総婚姻件数124件に対して41件と3分の1に達している(末成、1983、P.216より筆者作成)。しかもその傾向は増加の一方であり、筆者の調査村である宜湾では、1985年から1987年までの総婚姻件数36件に対し夫方居住婚は実に35件であり、妻方居住婚の方が逆に例外的事例となっている。このような夫方居住婚の増加には、様々な要因が考えられる。第一に戦前の夫方居住の事例は、日本の同化政策に起因する。海岸アミのなかでも特に教員、警察官などの知識層は、婿入り婚は蕃人の風習であると考え、嫁取り婚を希望する傾向が強かったという。第二の要因としては、戦後の徴兵制度が考えられる。徴兵制度によって長期間、漢民族との生活を経験した青年は、妻方居住を否定するようになる。さらに兵役期間中に様々な技術を学んだ青年は、兵役終了後も村に帰ろうとはせずに都会で職に就く。このような青年が結婚する場合は、当然夫方居住婚となる。しかし1970年代の半ばまでは、同じ村もしくは近隣の村の娘と結婚する場合には、形式上はまだ妻方居住婚が行われていた。つまり結婚式は妻方で行い、数日は妻方で生活し、その後都会の夫の家で生活するのである。このような過渡的な方式は、特に娘の母親の、娘を嫁に出すことは娘を男のように扱うことになるからという考え方から生じたものである。とはいえこのような方式はすぐに廃れてしまい、現在では夫方で結婚式を行い、夫方で生活するという形式が定着している。

(2)　vakeの拡大設定

夫方居住婚の増加は、海岸アミの親族組織に当然ながら影響を与えつつある。その1例として、vakeの拡大設定について述べておく。vakeは本来、婚出した母の兄弟を指すキンシップ・タームであった。vakeはまた祖霊との仲介者、祖霊司祭として地位にあった。vakeは甥姪族の誕生から死にいたるまでの全てに関して、絶対的な権威を有していた。ところが、夫方居住婚の増加によって、「婚出男子はvakeである」という前提が崩れてしまった。そのために様々な形で、vake拡大設定が行われている。婚出しなかった母の兄弟をvakeとするケース、姉妹の夫をvakeとするケース、親族中の年長の男子を全てvakeと

*北海道東海大学国際文化学部

するケースなど、その形式は多種多様である。このようなvakeの拡大設定は、とりもなおさず海岸アミの親族組織にとって、vakeがいかに重要であるかを示している。海岸アミの親族組織を維持する上で，vakeは不可欠の存在なのである。

以上、台湾海岸アミの母系制の崩壊過程のいくつかの側面を簡単に述べてきたが、詳細については別の機会に譲りたい。

参考文献

末成道夫　1983「台湾アミ族の社会組織と変化」東京大学出版会

黄貴潮・馬淵悟　1985「『台湾アミ族の社会組織と変化』への反論」民族学研究 vol. 50, No. 1, pp. 81—89

アイヌ語の「橋」を意味する単語の語源

切替英雄*

アイヌ語の日高、旭川、十勝地方の各方言（一括して「西」の方言と呼ぶことにする）では「鱒」のことをicaniwと言う。美幌、釧路地方の方言（一括して「東」の方言と呼ぶことにする）ではicanuyと言う。また、「火打ち石」を西ではpiw-ciと言うに対して、東ではpuyciと言う。「青い」を西でsiwninと言うに対して、東ではsuyninと言う。

西のiwに東のuyが対応することを示す例を三つあげたが、この音の対応は規則的で、西のiwを含むどの単語も、もし東にその単語があれば、そこではuyを含む単語になるという原則を立てることができる。この対応の規則性（これを音法則と言う）は、元々同じ音だったものが、各方言でそれぞれ規則的に変化したために生まれたと考えられる。西のiw、東のuyの元の音はiwだったと考えられる（一方、元のuyは東西ともuyで現れる）。

この音法則に合わない単語が二つある。本稿ではその一つを取り上げて、音法則に合わなくなった原因を考えてみたい。

川にかかる橋のことを西の方言のうち旭川、十勝の方言でriwkaと言う。東の美幌の方言ではruykaと言う（釧路は未調査）。これは、iwとuyの規則的な対応の一例と言える。しかし、西でも日高の方言では、ruykaと言う。『アイヌ語方言辞典』によると、日高を含めて、道南地方全域（西の方言の地域に含まれる）にこの形が分布していることがわかる。

「橋」を意味するriwkaは、ri-uka「高い・堅雪」に由来すると考えられる。積もった雪の表面は春に堅くなるが、そうなると雪に足をとられることなく雪上を容易に移動することができるようになる。例えば、熊狩りはこの堅雪の季節に行われる。また山の中の沢には堅雪の橋がかかり（形は九州などに見られるめがね橋に似ている）、渡ることが可能になる。この堅雪の橋がriwkaの本来指していたものではなかろうか。一方、道南のruykaはru-ikaと分けられる。ruは「道」で、i-kaは「越える」とか「溢れる」を意味する（『アイヌ語方言辞典』及びバチェラーの辞典による）。しかし、この形は「道が越える」という意味の文になり、アイヌ語の合成名詞の構成法から見ると不自然である。この形は語源俗解（folk etymologyあるいはpopular etymology）により修正された新しい形ではなかろうか。言語の歴史には、話し手がなにかしら不審に感じた単語の形を無意識のうちに納得のいく形に修正するということがときおり見られる。いわゆる語源俗解による新しい語形はそのようにして生まれる。道南地方のアイヌ語の語り手の間で、普通の木の橋と堅雪の橋との連想関係が意識されなくなったとき、無意識のうちに新しい解釈が生まれ、riwkaがruykaという形に修正されたと考えられる。

なお、美幌のruykaの形は、音の変化が単語の意味に基づく組立を破壊するように生じていることを示している。音の変化が意味を無視して、ひたすら規則的に行われることを納得させるよい例だと思う。

本稿は1988年6月11日北海道民族学会でお話したものの一部を改めたものである。アイヌ語方言

*北海道大学文学部

の資料は、『アイヌ文化財調査報告書』1～7号、北海道教育委員会、1981—1987年、による。

運営委員会報告

公開質問状と当学会からの回答

新聞報道などで御承知かと思いますが、本年3月5日に北海道民族学会宛にアイヌ解放同盟から下記のような公開質問状がとどきました。回答の期限が迫っていましたので、札幌在住の運営委員会の方々に急遽お集まりいただき、作成の上発送した回答文をそえて、ここに掲載させていただきます。その後、解放同盟からの再質問はなく、御承知のような経過をたどって「赤レンガ百年祭」は無事に終了し、「肖像権裁判」も和解に達しました。しかし、アイヌ語の復活は重要な課題として今後に残されていますし、5月の日本民族学会で「民族学と少数民族」と題するシンポジウムが開かれ、その討議をふまえて理事会が研究倫理委員会の設置にふみ切ったことなどを考え合わせますと、質問状および回答文を活字にして会員の皆様に御覧いただく意味は十分にあると思われます。皆様の参考資料として御利用いただければ幸いです。この問題に関する御意見、御提言、あるいは日本民族学会の研究倫理委員会への御要望は、理事の岡田か、評議員・当学会会長の宮良あるいは当学会事務局までどうぞお寄せください。

（岡田　記）

●アイヌ解放同盟からの公開質問状

1988年3月5日

北海道民族学会
会長　岡田　宏明　殿

アイヌ解放同盟
委員長　山本　一昭

公開質問状

日頃、北海道の教育、文化における御活躍に深く敬意を表します。

さて、貴殿を中心とする学会において、特に北海道大学として、また学者・研究者、教育者として、立場をふまえ、見解をうかがいたく、ここに公開で質問します。お忙しいとは存じますが3月10日までに文書で御回答下さいますよう要望します。尚、回答文は下記のところへ御送付下さいますよう重ねて要望します。

1　肖像権裁判に対する質問
2　「赤レンガ百年祭」に対する質問
3　アイヌ語復活に対する質問

1　肖像権裁判に対する質問

(1)　アイヌ民族の死者を送るアイヌ・プリの儀式を無視し、アイヌの墓を掘り起こし、人骨及び遺体を収集した「アイヌ研究」のあり方について、研究対象となったアイヌ民族への客観的影響に対する責任を北海道大学の民族学者としてどのように促えているのでしょうか。

(2)　北海道開拓百年記念式典＝侵略百年事業の一環として発行された『アイヌ民族誌』は北海道開拓の拠点である「北海道庁」の委託を受けて「第一法規」から出版されたものである。この『アイヌ民族誌』は「アイヌ研究」の修大成といわれるものであり、アイヌ民族を「滅びゆくもの」として北海道大学の故児玉作左衛門教授、及び犬飼哲夫、高倉新一郎名誉教授らによって監修されている。監修者のひとりでもあり、肖像権訴訟の被告でもある高倉新一郎北大名誉教授は2月23・24の肖像権訴訟出張尋問でアイヌ民族は「滅び去った」と証言しているが、高倉新一郎名誉教授を北大の民族学者としてどのように促えているのでしょうか。

2　「赤レンガ百年祭」に対する質問

「赤レンガ百年祭」の実施計画案に対する公開質問状を私たちアイヌ・ウタリ有志が横路知事に提出し、いま行政とチャランケしていることは御存知のことと拝察します。（知事への質問書を同封します）

そこで、この件で6項目について質問します。

(1)　「赤レンガ庁舎」が百年前に建てられた当時、目的は何であった、と考えますか。

(2)　時の明治政府が行なったアイヌ民族に対する

「植民地政策」はどのようなものであったのでしょうか。また現在、民族学会や、教育・文化にかかわる学者はそれをどのように総括しているのでしょうか。

(3) 植民学に基づいて「植民地政策」が、時の帝国大学の学者によってつくられ、それが政府に提案され、深くかかわっていた事実をどのように認識していますか。

(4) 「赤レンガ百年祭」の計画案に「北海道開拓」が賛美され、強調されていますが、これはアイヌ民族にとって何であった、と考えますか。

(5) 「フロンティア・スピリット」はいま広く流布されていますが、シャモに対して、百年前から精神的にどのように影響を与えていると考えますか。また、これは、北海道大学の前身である札幌農学校時代からの精神的背景でありますが、アイヌ民族にとっては、アイヌ民族侵略思想の表語と受けとめていますが、民族学会や教育・文化の諸分野ではどのように促えていますか。

(6) 民族学を研究される立場の貴会において、この「赤レンガ百年祭」をどのように考えますか。

3　アイヌ語復活に対する質問

アイヌ語復活については、基本的にはアイヌ民族自身が中心になって復活すべきであると考えます。ながいあいだの同化政策が続いてきた結果、アイヌ語を話せるアイヌ・ウタリは少数になっています。ところが、エカシ・フチたちは生活の中でアイヌ語を生かしています。ただ、生活的保障がないため、孤独な生活を余儀なくされ、若いアイヌ・ウタリに伝承する機会が少ないのです。この現状を認識しているとは存じますが、民族学会としてアイヌ語復活をどのようにすべきかお答え下さい。

以上。

〈文書送付先〉
札幌市北区北19条西5丁目億商事ビル2F
山　本　一　昭

●公開質問状に対する北海道民族学会有志の回答

去る3月5日付の貴同盟の公開質問状に対し、北海道民族学会としては本来ならば臨時に総会を開いて討議すべきところでありますが、前便（3月9日付）でも申し述べましたように、年度末のこの時期に総会を開催することはきわめて困難な状況にあります。これまでのところ、札幌地区在住の運営委員が会合をもち、相互に意見を交換したにすぎません。したがって、以下に述べる我々の意見は、あくまでも北海道民族学会有志の見解ということで御理解いただきたく存じます。

まずはじめに、当学会は文化人類学の調査研究を志向する会員たちが、情報や意見の自由な交換を目的として組織した民間の学術団体であります。他の多くの学術団体と同様に、我々はこれまでに政治活動や法廷闘争に関与したことは一度もなく、また今後も関与しないであろうことをお断りしておきたいと存じます。

そのような立場から御質問の3項目について検討させていただいた結果、1の「肖像権裁判」および2の「赤レンガ百年祭」の2項目に直接お答えすることは差控えたいという意見が当学会運営委員会の大勢を占めるにいたりました。その理由としましては、第一に、「肖像権裁判」は現在係争中の訴訟であり、この種の裁判に直接に関係する発言を当学会としては慎みたいこと。また第二に、「赤レンガ百年祭」は道が企画する行事であり、民間の一学会が公的に見解を表明することは適切でないと思われること。以上の二点であります。

御質問の3に移らせていただく前に、御質問の1と2をめぐる経済的、社会的、文化的背景に関し、我々が共通の認識としてもっていることに若干ふれさせていただくことは意味のあることかと考えます。

近代における産業革命の進行と科学技術の発達は、この地球上に住む我々人間の生活水準の向上と福祉の増進に大きく貢献しましたが、その半面多くの不平等や差別を生み出しました。数世紀前から近代市民社会確立の歩みをつづけてきた欧米諸国でも、たとえばインディアンやイヌイトのように、基本的人権や生活条件の上で多数集団と差別された少数集団が存在することは御承知の通りです。欧米諸国よりずっとおくれて市民社会実現を目指した日本の場合、政治の実権を握る多数派が国家間の生存競争に生き残ることに神経を集中し、少数集団の人権や福祉に十分な注意を向けな

かったことは悲しむべき事実であります。そして、アイヌ民族との間になんらの取り決めもなしに、明治以後本州から大量の移住者、開拓者が北海道に進出してきました。御質問の1と2に提起されている多数派出身の研究者や開拓の拠点としての北海道庁とアイヌ民族との間に生じた摩擦・軋轢は、市民社会の成立がおくれた日本近代史のひずみにその根本原因を求めることができます。

しかし、21世紀も目前に迫った今日、欧米諸国はもとより、日本よりもさらにおくれて近代市民社会への歩みをはじめた国々でさえ、多数派、少数派をとわず、国民全体の基本的人権の確立と生活水準の向上に向けて着実な動きがはじまっています。今、北海道で真剣に討議されている「アイヌ新法」は、少数集団の人権の問題と正面から取組む姿勢を示す日本では画期的な法として、我々もその成立に大きな期待をよせているところです。こうした試みがおそすぎたという非難はよく耳にしますし、たしかにもっと早くから不平等や差別の是正、撤廃のための方途が講ぜられてしかるべきだったと思います。しかし、それは、日本にかぎらず、近代化の出発がおくれた国々が多かれ少なかれ直面してきた問題ではなかったでしょうか。

このような基本的認識の上に立って、御質問の3についての我々の見解を述べさせていただきます。アイヌ民族自身の手でアイヌ語を復活させようという貴同盟の主張に私たちは基本的に賛意を表します。世界の各地で異文化の研究にそれぞれ携わってきた経験から、固有な言語によらなければ、いかなる文化も理解し、継承することができないことを我々は知っています。現在なおアイヌ語を話す少数の古老から若いウタリに言語を継承することは最も大切なことです。ただ、アイヌ語の研究は、知里真志保先生を稀有な例外として、多数集団出身の言語学者によって継続的に研究され、成果が蓄積されてきました。これからの言語教育は、アメリカやカナダで実施されている二言語教育のように、少数集団と多数集団が相提携し、共通の課題として遂行する方向に進めば、世界に通用するたしかなアイヌ語を継続させることができるのではないでしょうか。我々はアイヌ語を専門に学んでいるわけではありませんが、関連領域に携わる人間の意見としてお聞きいただければ幸いです。

（なお、我々の学会の会則を印刷した「北海道民族学会通信'85－1」をご参考までに同封いたします。）

以　上

昭和63年3月26日

アイヌ解放同盟
委員長
山本　一昭　殿

北海道民族学会有志
（代表　岡田宏明）

事務局報告

北海道民族学会新役員について

去る昭和63年6月11日（土）に北海道大学文学部にて開催されました北海道民族学会総会におきまして、役員の改選が行われ、新役員が以下のように決定いたしました。

会　　長：宮良　高弘
監　　事：藤本　英夫、和田　　完
運営委員：伊藤　　真、梅原　達治
岡田　淳子、岡田　宏明
黒田信一郎、萩中　美枝
藤本　英夫、宮岡　伯人
宮良　高弘、和田　　完

なお、事務局につきましては、従来通り
〒060 札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学文学部行動科学科社会生態学講座
TEL011—716—2111　内線4163
に置くこととなりました。

（池田　記）